

北九州地区

優生保護法問題を考える 映画と講演の集い

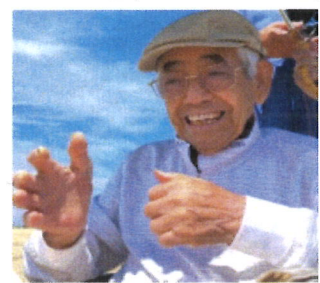
映画

沈黙の50年

～ 国から子どもをつくってはいけなかった人たちへ ～



音声ガイド・字幕付き



～ 映画のあらすじ ～

「元の身体に返して、二人の赤ちゃんを返して」と訴え続けて亡くなった喜美子さん、木工職人の實二さん。いじめと暴力に耐え続けてきた沈黙の幾歳月。ろうあ連盟の被害者調査をきっかけに、仲間の励ましに「差別のない社会を」と提訴を決断された小林さん夫婦。その凄絶な人生をたどります。そして各地で沈黙を破って自分を語り始めた被害者の証言、共に歩む仲間の訴えを紹介します。



1948年に作られた旧優生保護法で、障害のある人は、「不良」とされ、2万5千人への不妊手術と5万9千人への中絶手術がその後、行われてきました。それから76年たった2024年7月、最高裁判所は、この法律は、できた時から憲法違反であり、著しく人権を侵害した法律であり、国の対応を断罪しました。

その後、首相・関係大臣の謝罪、被害者への謝罪と賠償を定めた法律の制定、優生思想の浸透などこの法律がもたらした問題の解決のために定期協議の場を設けることなど優生保護法問題解決に向けた取り組みが始まりました。しかし、賠償法施行から1年半たちましたが、被害者からの申請は、なかなか進んでいません。あまりにも時間が経ちすぎている壁があります。

今、大切なことは、一人でも多くの被害者に国の謝罪を届け、賠償につなげることです。そのためには、各地域での周知が求められています。まずは、一人でも多くの方に知っていただくために、このつどいを計画しました。このつどいへの参加を心から呼びかけます。

2026年11月23日(月・祝)

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ

(北九州市小倉北区大手町11番4号 TEL093-583-3939)

2026年11月23日(月・祝)

入場無料

北九州市立男女共同参画センター・ムーブ 2階ホール

13:00開場 13:30開始

【内容】

○ 映画「沈黙の50年」上映

○ 講演「優生保護法問題を考える」

講師 ひょうご聴覚障害者福祉事業協会前理事長 大矢 遯 氏

○ 「優生保護法賠償法について」福岡県より説明

○ 被害者の声

○ 「被害者掘り起こしと啓発活動」関係者から

主催：福岡県

運営事務局：優生保護法被害者を支援する福岡の会

お問合せ・申し込み先：きょうされん福岡支部 TEL0947-23-2020 Fax0947-23-2021

参加申込書

送信先：(特非)北九州市聴覚障害者協会 FAX881-0114

団体名・事業所名	
氏 名	
氏 名	



QRコードからでも
申し込みができます

締め切り：11月10日 (火)